



引用：『応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点』  
 平成26年2月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

※「適正な浄化槽清掃に向けた設置前協議用手引（事業者用）」2（4）参考図としてご利用ください。（手引に記載のない事項（フェンス等）は設置不要です）